Vol.143

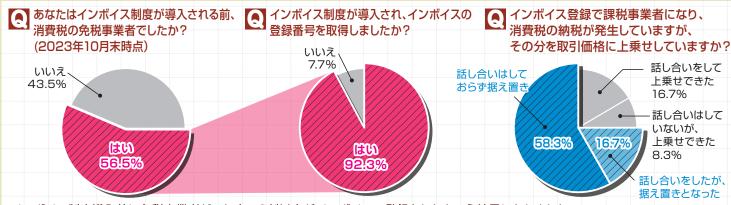
このFAXは、日頃より私どもとお取引頂いている企業様及び、ご愛顧いただきたい企業様宛に定期的に配信させていただいております。

R6年6月15日発行

アンケートをもとにインボイス制度に関する

約9割がインボイス登録

インボイス制度が開始され半年以上が経過しています。今回の足場王通信では、2023年2月に実施したアンケート調査の第2弾です! 足場王のお客様のインボイスへの対応について、現在はどのような状況になっているのか再調査致しましたのでご紹介します!(2024年6月足場王調べ)



インボイス制度導入前に免税事業者だった方の9割以上がインボイスの登録をしたという結果になりました。 また、課税事業者になったことで消費税の納税が発生していますが、「取引価格は据え置き」で仕事を受けている事業者が7割を超えており、 これは消費税や事務負担分を取引価格に転嫁できないため利益が減少している企業もあると言うことが浮き彫りになっています。

インボイス登録をしていなかった 常用職人に対する対応

課税事業者への調査では、前回の調査では「インボイ スを登録させる」という回答が半数近くありましたが、 今回は「控除できない消費税分を自社が負担してい る」という回答が半数となっており、元請け企業の中 でも納税負担が増えているということがわかりました。

インボイス未登録の常用職人に対して、どのような対応を行いましたか?※複数回答可 控除できない消費税分の値下げを要求 (30%) 控除できない消費税分を自社が負担 (50%) インボイスの登録番号を取得 (30%)社員として雇用 (10%)取引を継続していない 常用先は既に取得していた為 (10%) 消費税分で払っている

インボイス制度開始に伴い、税負担や事務負担の増加が発生しています。小規模事業者や中小企業の 負担増を考慮した軽減措置もありますので参考にして頂き、法令に則った対応を検討していきましょう。

インボイス制度 軽減措置

※または、「仕入税額控除の経過措置」「2割特例」で検索





埼玉県公安委員会 第431260005476号 社団法人 仮設工業会 会員 https://ashibao.jp/

今後、FAX送信がご不要なお客様は下記に社名と□に チェックの上、お手数ですがFAXでご返信お願いします。

御社名

□ FAX 通信は不要 FAX 049-279-5203

